

- (14) 張信通「秦漢時期的鄉亭」(『安順學院學報』二〇〇八年第一期) 參照。
- (15) 木村正雄「中國古代帝國の形成」(比較文化研究所、二〇〇三年新訂版。一九六五年初版) 八一一頁参照。
- (16) 李學勤「初說里耶秦簡」(『文物』二〇〇三年第一期) 參照。
- (17) 富谷至「秦漢刑罰制度の研究」(同朋舎、一九九八年) 一二七～一四〇頁、張建國「帝制時代の中国法」(法律出版社、一九九九年) 二〇四・二〇五頁参照。

〔付記〕本稿は平成一八年度～二〇年度科学的研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

「獄成」の現場——清代後期刑事裁判における罪状自認と衆証

鈴木秀光

はじめに

- 一 罪状自認が得られない場合の規範
- 二 「獄成」の過程——先行处罚事例を中心として
- 三 罪状自認と衆証の機能

おわりに

はじめに

清代の刑事裁判は、「命案もしくは盜案たれば、報を得れば即ち通詳し、獄成れば則ち上司に解して以つて審転せしめ、總督若しくは巡撫が審勘すれば、すなわち具題する」という【会典】の記述によつてその概要が示さ

れる。⁽²⁾ここでは、事件発生の報告および官僚制の各階層での審理が提示されるが、このうち後者の審理に関してそれが終了した状態を「獄成」と表現する。

この「獄成」という用例は律内にも見出すことができる。すなわち名例「犯罪事發在逃」律の律文に、

もし犯罪が發覚して逃亡中であるも、衆証が明白であれば【あるいは首犯であり、あるいは従犯であれば】、すなわち獄成ると同じであるため【将来、捕縛されて官に到れば、ただ原招でもつて処罰し】、相対せしめて訊問するに及ばない【なお逃罪の一等を加える。逃亡】がいまだ官に到る前であれば加えない】。

とある（【】は小注）。これは共同犯罪で一部が逃亡中の場合の条文で、逃亡中の犯罪者に関する、関係者の供述たる衆証が明白であれば「獄成」と同じであるとする。その結果として、逃亡中の犯罪者が捕縛された場合は、先の関係者の証言に基づいて刑罰を科せばよいと規定する。清代において刑罰を科す場合、官僚は事實を認定した後に定擬をすることが求められた。したがって「獄成」とは、具体的には事實認定が終了して定擬など科刑に関する手続へと移行する段階、すなわち事實認定の安定的状態を意味する。

ところで清代の刑事裁判では、刑罰を科すためには原則として犯罪者の罪状自認が必要と考えられてきたが、上記条文が示すように罪状自認が得られない場合も存在した。

こうした場合の手続に関して、共犯者が逃亡中の事案を対象とした森田成滿氏の論文「共犯者が逃亡しているときの清代刑事訴訟手続き」⁽⁴⁾が存在する（以下、「森田A論文」と称する）。氏によると、死刑事案の場合、清代前期は犯罪者の罪状自認が無くとも死刑判決を出して秋審で減刑していたものの、やがて罪状自認が判決の要件となつていつたとする。他方、死刑以外の事案の場合は、犯罪者より供述調書とは別に罪状を認める書面を取つて事實を確

定したが、中期以降は皇帝より個別の許可を得れば罪状自認が無くても判決ができるようになったとする。

また光緒二十七年（一九〇二）年、兩江總督および湖廣總督は国家体制の根本的変革を提言する「變法事宜」⁽⁵⁾を上奏する。そのうち司法改革を提言する第一奏では、罪状自認が得られない場合の手続に言及する。

外国の審理はもっぱら証人を拠りどころとし、衆証がすでに確かであれば本犯の供述は必要がない。…査するに、例に「衆証が明白であれば、すなわち獄成ると同じであるため、相対せしめて訊問するに及ばない」とある。しかしこれに照らして審理をすると、往々にして上控がなされ、官僚が賄賂を受け取つていると誣告するのでなければ、証人が不正な金錢を受け取つていると誹謗する。そのため確實な供述が無ければ、あえて上申して処理しようとはしない。

ここでは事實認定について、証人に依拠する外国との対比で先の名例「犯罪事發在逃」律の律文に言及する。中国の場合、この律文に照らして衆証で審理すると翻控されることが多く、その結果、確實な供述が得られなければ事案の処理を忌避したとする。

森田A論文やこの史料より明らかることは、少なくとも清代後期において、罪状自認が得られない事案で刑罰を科せなかつたわけではなく、刑罰を科す手続が十分に機能しなかつたことである。しかしながら、近代の中国ですでに事實認定に関して固有法から繼受法への移行を「口供主義」から「衆証主義」への移行と見なす理解が存在する一方、現在の研究においても清代の刑事裁判は原則として罪状自認により罪を定めるとする理解が存在することからすれば、罪状自認が得られない事例やその場合の手続を指摘するに止まらず、さらに一步進んで、それらの事例や手続を踏まえて今一度「罪状自認により罪を定める」ことの意味を問い合わせる必要がある。

そこで本稿は、清代後期の罪状自認が得られない事案における「獄成」の実現過程の分析を通じて、罪状自認やそれに代替する衆証が有する機能を考察することを目的とする。以下、第一節では、森田A論文に依拠しつつ清代後期における罪状自認が得られない場合の規範を確認する。第二節では、罪状自認が得られない事案について、皇帝や刑部の裁可を待つことなく督撫以下の判断で先行して刑罰を科す事例を紹介し、そこにおける「獄成」の実現過程を検討する。そして第三節では、清代後期の刑事裁判において罪状自認と衆証が有する機能について考察する。

一 罪状自認が得られない場合の規範

犯罪者の罪状自認が得られない場合に関して、森田A論文は、死刑以外の場合として、嘉慶一五〔一八一〇〕年以来は皇帝の個別許可を得れば罪状自認が無くとも判決できるようになったこと、また道光一〇〔一八三〇〕年に是笞杖レベルの刑罰の場合に刑部の許可で済むようになつたことを指摘する⁽⁸⁾。この両者は、名例「犯罪事發在逃」律の嘉慶一九〔一八一四〕年条例およびその改正条例たる道光一四〔一八三四〕年条例にそれぞれ結実する通行を指している。

嘉慶一九年条例として結実する通行は、嘉慶一五年に山東巡撫が、誣告により徒罪とすべき犯罪者から罪状自認が得られないことから、関係者の供述などで定擬すべきと上奏したことを契機とする。この上奏内容について検討した刑部は次のように述べる。

近來、各省の裁判を担当する官庁で事案を審理する際、往々にして本犯がいまだ輸服を肯んぜないことにより、転じて「犯罪事發在逃」律の文章を削り、「衆証が明白であれば、すなわち獄成ると同じ」の条を持ってきて、定案を請うことがある。文章を切断して意味を取れば、律の引用ですでに本意が失われるのみならず、また恐らくは裁判の構成を繕えば衆証も真実の供述ではなく、これによつて事案が結することに覆され、落度を暴く裁判が止まなくなる。その心を折服することができなければ、どうしてその口を塞ぐことができようか。

ここで刑部は、近年の各省の対応として、罪状自認が得られない場合に名例「犯罪事發在逃」律の律文の一部を引用して定案を求めるが、それは律の趣旨に反するのみならず、本人も犯罪行為を認めていない以上、望ましい対応ではないとする。刑部は、犯罪者を処罰する際に罪状自認を得ることは当然とみなしていたが、各省が律文の一部を引用してそれに反する処置を求めるため、何らかの対策を講じるべきとの認識に至つた。

そこで刑部は今後の対策として次のように皇帝に奏請した。

もし事案の犯罪者が逃亡中でなく、調べるに犯罪者の供述がいまだ輸服を得ない場合は、自ずからまさに手段を講じて調査をして公平に訊問し、務めて事案に不明なところを無からしめ、犯罪者に逃れる口を無からしめよ。「犯罪事發在逃」律の文章を削略して、「衆証が明白であれば、すなわち獄成ると同じ」の条を持つてきてはならない。律に混淆なく、事案は真実を解明するようにせよ。もし実際に狡猾な者がいた場合、犯罪内容が重大であるも、堅く自白をせずにみだりに引き伸ばしをはかるならば、またまさに上奏して皇帝の判断を仰げ。

この奏請は、犯罪者が罪状自認をしない場合でも何らかの手段でそれを得るようにして、どうしても得られない場合に皇帝の判断を仰げという内容である。そしてこれを皇帝が裁可して各省に通行し、嘉慶一九〔一八一四〕年には条例として制定された。⁽⁹⁾

道光一四〔一八三四〕年にこの条例が改正された。それは、道光一〇〔一八三〇〕年に江蘇巡撫が、虚偽の内容を京控したことで刑律「不應為」律の律文により杖八十と定擬すべき犯罪者から罪状自認が得られなかつたため、関係者の証言などで定案すべきと刑部に提案したことを契機とする。刑部は、先の嘉慶一九年条例を引いて皇帝の判断を仰ぐべしとして巡撫の提案を受けたが、それに対して巡撫は次のように回答した。

查するに、「皇帝に上奏してその判断を仰げ」という例は、情罪が重大である場合について言つてゐると考へられる。もし通常の些細な事案で、罪名の輕重や出入に關係せず、衆証が明らかであるにもかかわらず、わずかに原告が狡猾で輸服を肯んぜなければ、これらの案情はまたみな紛糾と上奏することとなり、煩瑣であることを免れない。案件ごとに咨結して簡便に帰すべきと思われる。

ここで巡撫は、「皇帝に上奏してその判断を仰げ」という規定は重大な犯罪を対象にしていると解釈し、些細な事案では煩雜さを避けるために咨結にすればよいとする。刑部はこの回答内容を受けいれ、各省の対応を統一させるために、

今後、実際に狡猾で堅く白状しない事案を審理する際、もし犯罪が徒罪以上にあたる場合は、なお例に照らし照らして奏請するほか、咨文で処理する通常の事件で、もし訊問するも屈抑がなく、督撫が自ら訊問するも実に狡猾で他に迷惑をかけようとするのみであれば、すなわち衆証の情状により刑部に咨して完結せよ。

と通行した。⁽¹⁰⁾ そしてこれが名例「犯罪事發在逃」条の道光一四〔一八三四〕年条例として制定された。

以上、名例「犯罪事發在逃」律の各条例に結実する通行について、その経緯を紹介した。嘉慶一九年条例に結実する通行は、事案処理に際して罪状自認を得ることを原則としつつも、どうしても得られない場合に皇帝の判断を仰ぐことを規定する。この通行は、皇帝の判断を仰ぐことを明示した点で注目に値するものの、事案処理にあたつて問題が生じた場合に上級者の判断を仰ぐことは官僚に求められたことであり、また通行以前でも罪状自認を得ることは当然とみなされていた以上、基本的には従来の対応をそのまま通行し、かつ条例化したものと理解できる。他方、道光一四年条例に結実する通行は、嘉慶一九年条例の規定内容を細分化するもので、罪状自認が得られない場合について、刑罰が笞杖相当の場合は刑部の裁可で済むよう変更するものである。

罪状自認が得られない場合に皇帝や刑部の裁可を得る手続について、嘉慶一九年条例では「衆証の情状を具して、上奏して皇帝の判断を仰げ」と規定する一方、道光一四年条例では、徒罪以上につき「なお衆証の情状を具して、上奏して皇帝の判断を仰げ」と規定し、笞杖相当につき「衆証の情状を具して刑部に咨して完結せよ」と規定する。この二つの条例は、罪状自認が得られない場合に衆証を得た上で皇帝ないし刑部の判断を仰ぐことを規定するもので、その内容はそれぞれの由來となつた通行においても同様と考えられる。ここにおいて衆証とは、罪状自認が得られない場合にそれに代わって必要とされるもの、すなわち機能的には「獄成」実現にあたつて罪状自認に代替するものと位置づけられる。

ところで上記の通行（および条例）は、必ずしも対象を死刑以外の事案に限定する訳ではない。森田A論文は、

死刑事案において罪状自認が判決の要件となつたことにつき、具体的に二つの史料を挙げてそれを論証する。そのうち次節で紹介する就地正法の事例は著者と内容理解が異なるため一まず描くとして、もう一つは、江西巡撫が、律例などの規定で絞立決となる犯罪者より罪状自認を得られないため、上述の道光一四年条例に照らして皇帝の判断を仰いだ事案である。⁽¹³⁾この事案を検討した刑部は、同治二〔一八六三〕年の説帖として、

調べてみると、歷年、斬絞の重犯を衆証で処理した成案はないとして、巡撫に罪状自認を得ることを処理した成案はない。これが一たび行われれば、過ちをまねることは免れがたく、恐らくは弊害が生じるため、とりわけ人命を慎重にする意ではない。まさに巡撫に命じて、主要な官僚を派遣して、厳しく訊問して事情を明確にし、務めて罪に服する供述を得るようにせよ。

とあるように、斬絞の重犯を衆証で処理した成案はないとして、巡撫に罪状自認を得ることを処理した成案はない。これは刑部の内部資料たる説帖であるため、この史料のみではどのような結論に至つたか判断できないが、少なくとも当時の刑部の実務において、死刑の場合に衆証で処理した成案が存在しなかつたことが判明する。

以上、清代後期における罪状自認が得られない場合の規範として、成文法の関係では、嘉慶一九年条例および道光一四年条例にそれぞれ結実する通行が規定するように、事案の処理に際して衆証を得たうえで、刑罰が笞杖相当の場合は刑部の裁可を、徒刑以上相当の場合は皇帝の裁可を必要とした。それに加えて刑部の成案では死刑の場合に衆証で処理したもののが存在しないと指摘することから、刑部は、死刑事案の審理を命じられた場合の対応として、衆証が得られたとしても罪状自認が得られなければその処理を認めなかつた。

二 「獄成」の過程——先行処罰事例を中心として

罪状自認が得られない場合の実務としては、先の同治二年の説帖にあるように、道光一四年条例に照らして衆証により上奏して皇帝の裁可を仰ぐ事例が確認できる。しかし罪状自認が得られない事案のすべてでそのように処理された訳ではなく、皇帝あるいは刑部の裁可を仰がずに督撫以下の判断で先行して処罰する事例も存在する。こうした先行処罰事例は、前節で確認した罪状自認が得られない場合の規範に反するため、規範に依拠できない分、官僚が刑罰を科す判断を下すにあたつて「獄成」に至るまでの過程がより重要なと考へられる。そこで以下、先行処罰事例について、科される刑罰あるいはその手続を基準として五件紹介し、「獄成」の過程を分析する。

【事例1】 就地正法

就地正法の事例としては、森田A論文⁽¹⁴⁾が引用する同治七〔一八六八〕年の刑部議奏で言及される山海關副都統の事案が挙げられる。この事案で副都統は「馬に騎乗して悪事を働いていることを各郷鎮で知らない者はいない」という郭義林ら五名を捕縛したが、五名のうち「董玉春一犯は馬に乗り武器を持ち強奪したことは事実であると供述したが、郭義林など四犯は拷問しても事實を供述しなかつた」。また「後から捕縛した從犯や郷民に訊問させてても、該犯らはどこまでも強情で他の供述をしなかつた」。しかし副都統は、

各州県は往々にして供述が無いことに拘泥し、多く難を恐れて因循する。監獄で死亡するのでなければ、曲折

を経て釈放し、禍を残してしまった。盜賊が日に日に多くなるのはこのことに由る。このような状況でも拘泥して姑息になれば、必ず皆が供述無きを得計とし、恃みとするところがあつて恐れなくなる。本来は咨を擬して部示を請うてから遵照して処理するのであるが、ただ直隸南部の捻軍が未だ平定されず、近海一体で塙匪が人を集めている時期であり、該犯らは既に衆が指摘して明確であり何ら疑義が無いので、拘泥して事を誤ることとはせず、郭義林ら四名を章程に照らして死刑にした。

とあるように、罪状自認が得られない郭義林ら四名について、本来は刑部の判断を要するとしながらも、自らの判断で章程に照らして就地正法とした。⁽¹⁵⁾

そして副都統はこの就地正法を皇帝に報告するとともに、今後同様の事態が生じた場合のために新たな章程を制定するよう奏請した。この奏請を検討した刑部は、今後同様の処置を認めないと立場から章程の制定には反対したもの、今回の就地正法については、「未だ罪状自認の供述を取らずに遽かに死刑にしたことはもとより定例と合わない。ただ、すでに副都統は『直隸南部の捻軍が未だ平定されていないことによる、一時の權宜的な処置である』と述べているので、処分の必要はない」と容認する覆奏を行つてはいる。

この事案では、「該犯らは既に衆が指摘して明確であり」と指摘するが、これに関する内容として「後から捕縛した従犯と鄉民に訊問させ」たという言及がある。ここより、郭義林らから罪状自認が得られない代わりに、従犯の供述および近隣住民ないし被害者の証言によつて「獄成」が実現したと理解できる。

【事例2】 恭請王命

恭請王命の事例として、同治四〔一八六五〕年に起きた河南省登封県の県署襲撃事件が挙げられる。この事件で

従犯は直ちに捕縛されて死刑となつたが、首犯の梁文秀は逃亡して捕まらなかつた。同治一三〔一八七四〕年になつてようやく梁文秀が捕縛されたが、彼は罪状を自認しなかつた。しかし河南巡撫は、

該犯の首犯としての罪状は、前の巡撫と委員が審理して、前後して捕縛した各犯の供述がみな同じであるのみならず、すなわち附近の軍民もまた証言することが確かであるため、何ら疑義は無い。先に逃亡して捕えられなかつたことで捕縛を逃れること多年にして、今もし解審して審理するも供述が得られないことで、なお通常の類似の案件に照らして駁して覆審を命じたならば、悪人の延命しようとする計を遂げさせることとなり、何をもつて国法を彰らかにして人心を快くさせるのか。該犯の年貌を調べるに、捕縛を命じた原案と符合し、かつ河北鎮總兵が命じて梁文秀と面識がある人物を召喚したところ、認識することが確實であったため、正犯であることは疑いが無い。自ずからまさに「衆証が明白であれば、原招に照依して論決すべし」の律に照らして、詳文の内容により定擬すべきである。

とあるように、以前に従犯を審理した際に事件の全容がすでに解明され、また今回捕縛された者が梁文秀であると確認できるとして、重大な犯罪で死刑を遅らせるべきではないとする見地から、罪状自認が得られなくとも名例「犯罪事發在逃」律の律文に照らして定擬すべきとする。そこで、

梁文秀は……まさに「狡猾な民が四、五十人を集めて大堂で騒ぎ官署を塞ぎ、凶暴をほいままでして官僚を殴打した場合は、首犯は斬立決処示とする」の例に依り、斬立決処示に定擬する。例に照らして定案後に恭請王命として……該犯の梁文秀を縛り上げて刑場に赴いて斬首し、首級を犯罪が行われた地方に送つて竿にかけ

て梶示し、もつて戒めを明らかにした。

とあるように、兵律「激変良民」律の条例で斬立決梶示に定擬し、恭請王命として死刑を執行した。そして巡撫はこの恭請王命を皇帝に上奏して報告し、皇帝は「刑部は了解せよ」という硃批を下している。

この事例は逃亡中の犯罪者を後日捕縛して審理するもので、「はじめに」で引用した名例「犯罪事發在逃」律の律文にまさに該当する。この律文は「将来、捕縛されて官に到れば、ただ原招でもつて処罰」せよとあるように、後日捕縛された犯罪者の罪状自認を要さないことを定める。しかし前節で確認したように、死刑事案の場合、刑部は衆証が得られなければその処理を認めておらず、巡撫もまた「今もし解審して審理するも供述が得られないことで、なお通常の類似の案件に照らして駁して覆審を命じたならば……」と、本来ならば罪状自認を得るために駁すべきことを指摘するなど、少なくとも清代後半においてはこの律文に該当する場合であつても原則として罪状自認を必要とした。しかし巡撫は、この事案については、速決の必要性から「自ずからまさに【衆証が明白であれば、原招に照依して論決すべし】の律に照ら」すべきと述べており、この事例では律文に照らすことが逆に先行処罰としての意味合いを有することとなつた。そしてこの律文が規定する衆証に関して、「前後して捕縛した各犯の供述がみな同じであるのみならず、すなわち附近の軍民もまた証言することが確かである」と指摘する。したがつてここでは、徒犯の供述および近隣の軍民の証言が律文の規定する衆証として認識され、それによつて「獄成」が実現したと考えられる。

【事例3】鎖墩その1（清理解獄）

「鎖墩」とは、史料上「鎖礮」「鎖礎」などとも呼ばれるが、嘉慶期以降、各省での窃盜・搶奪事件において「鎖

帶鉄桿」とともに用いられた徒杖の代替刑ないし付加刑である。⁽¹⁸⁾刑律「窃盜」律の条例には次のような規定が存在する。

湖南・湖北の両省における搶奪や窃盜および私塩を販売する各犯、ならびに福建・廣東の二省の搶奪や窃盜の匪徒で……もし罪のまさに徒に定擬すべき犯罪者は、刺字すべきは先行して刺字して、配所に送致することなく、籍に在りて鎖で鉄桿・石墩を縛りつけること五年とせよ（湖南・湖北・福建省の各犯は、罪のまさに杖に定擬すべき場合も、また鎖で鉄桿・石墩を縛りつけること三年とせよ。廣東省の杖以下に定擬する場合は鎖で縛りつける必要はない）。期限が来たら釈放して、分別して杖責とせよ。

この条例の福建省に関する規定内容は道光二四（一八四四）年の改正時に盛り込まれたが、⁽¹⁹⁾搶奪や窃盜で刑罰が徒相当の場合は五年間、杖相当の場合は三年間、鎖で鉄桿・石墩を縛りつける刑罰を規定する。したがつて福建省の場合は徒杖の代替刑としての刑罰であるが、ここで規定される石墩を縛りつける刑罰をつづめて「鎖墩」と言った。

光緒二（一八七六）年、福建巡撫および閩浙總督は福建省の事案に関して変通清理章程を上奏したが、その変通清理章程は「清理庶獄」、すなわち一定の期限を設けてその期限内に未決事案を一律に処理することを目的とした。⁽²⁰⁾この章程において盗案関係は、

搶奪や窃盜などの事案で……あるいは先に証拠があるのに後に狡猾にも供述を翻したり……郷村に害を与えて情節は憎むべくも供述や証拠が明確でない場合、これらのする賢い輩はもし一律に釈放すれば、変じて盜賊に

なるのでなければ、すなわち異端に流れ込むことになる。擬して請うらくは、「搶奪や窃盜で鎖墩とする」例に照らして、分別して年限を酌定し、鎖で石墩を繋ぎ、もつて懲らしめを示し、監禁を免らしめよ。

とあるように、供述を翻すなどして罪状自認が得られない場合、「『搶奪や窃盜で鎖墩とする』例」、すなわち先述の刑律「窃盜」律の条例に照らして鎖墩とすることを規定する。⁽²⁾ 条例の規定では代替刑にすぎなかつた鎖墩が、この変通清理章程では罪状自認が得られない場合に科すべき刑罰として規定される。

光緒一一〔一八八五〕年一〇月一四日に台北府から新竹県に下された札は福建按察使の札の内容を転飭するものであるが、その按察使の札の内容は、光緒二年の変通清理章程に遵照して光緒一一年四月一日から九月三〇日の期間に未決事案を一律に処理することを命じるものである。⁽²²⁾ 新竹県が台北府の札を受け取つたときにはすでに期限を過ぎていたが、知県は按察使の命令に従つて該当する事案を審理し、冊にまとめて督撫以下の関係各上司に通詳した。⁽²³⁾

この冊に鄧細傳の事案が掲載されているが、この人物は光緒九〔一八八三〕年に窃盜拒捕により捕縛された。捕まつた当初は逃亡中の黄陳寶らとともに犯罪現場に赴いて贓物を受け取つたことを認めていたが、その後「私はちょうど腹痛のため犯罪現場に赴いておらず、事後に贓物も受け取つていない」と、供述を翻して罪状を否認した。

これに対しても知県は、

該犯が膝を屈して最初に窃盜の情形を供述したことは、明確なこと絵を描くが如しである。明らかに証拠が無いことを特みとして、好き勝手に狡猾な言い逃れをしている。現在、被害者の葉澄古四是遠出して戻らず、逃

亡中の黄陳寶などは捕縛が期待できないため、証拠がまったく無い。輿論を採訪したところ、皆が「該犯はもともと盗みで生活をしており、分に安んずる輩ではない」と称している。誰もが同じことを言つており、信用できるようである。調査を命じたところ被害者の葉吳氏の傷は回復しており、該犯については監禁することまさに久しい。そこで、該犯を鎖墩五年に定擬して、期限がきたら釈放を詳請するとともに、一方で逃亡中の黄陳寶などを直ちに捕縛して審理して上申して処理し、もつて憐れみを示すべきか否か、伏して上司の判断を乞う。

とあるように、供述を翻したことは証拠が無いことによる言い逃れであり、輿論によれば悪人であることが確かであるため、罪状自認が得られないことで未決のまま監獄に留めておくのではなく、鎖墩五年とするよう提案した。この鄧細傳の事案を含め、清理庶獄の冊を受け取つた台北府の知府は、その内容を審理するために、掲載事案の一件文書を新竹県から取り寄せ、審理終了後にそれを返還している。⁽²⁵⁾ また苗栗県が分置された際に事案を移管する光緒十五〔一八八九〕年の檔案の中で、「光緒一二年の清理監犯の案内」で、本府の雷知府が主管して該犯の鄧細傳を永遠鎖墩に改擬し、それにしたがつて処理をした」と言及する。⁽²⁶⁾ 以上より、鄧細傳の事案は、知府が書面による審理を経て永遠鎖墩へと改め、それで確定したと考えられる。なお中央の皇帝や刑部には、少なくとも省全体の清理庶獄の件数は報告されていたようである。⁽²⁷⁾

この事案で知府が永遠鎖墩に改めた経緯は史料上の制約からなお詳らかでないが、知県が鎖墩五年と定擬した経緯についてはそれを辿ることが可能である。すなわち清理庶獄の対象として知県がこの事案を審理した段階では、共犯は逃亡中で被害者は遠出しているため、どちらからも供述も得られない状況であった。それを受けた知県は輿論を採訪し、鄧細傳に関して「もともと盗みで生活をしており、分に安んずる輩ではない」という輿論を得てい

る。この事案で鄧細傳は、当初罪を認める供述をしていたものについて後にそれを翻しているため、知県としては輿論から判断して翻した後の供述内容は信ずるに値しないとして、当初の罪状自認の内容によつて「獄成」を実現したと考えられる。

清代後期の刑事裁判における輿論の機能については、例えば同治九〔一八七〇〕年の兩江總督刺殺事件に関して、中央の一官僚である王家璧が、

この事案は伝聞が多いが、正確かどうかが分からぬいため、あえて皇帝にまで報告しようとする。そこで兼ね合わせて輿論を集めよう命じ、もつて証拠に資して確實な審理をなし、枉なし縱なしとするように請う。該犯が堅く事実を供述しないことで、にわかに上奏して完結してはならない。

と上奏するように、事案を審理する際の証拠に資するものと認識されていた。鄧細傳の事例もまた、供述を翻したことで罪状自認が得られず審理が手詰まりとなる中で、清理庶獄の命令を受けて何かしらの結論を出すために輿論を探訪したもので、そこでは輿論が「獄成」を実現するための重要な判断材料となつてゐる。

【事例4】鎖墩その2（通常事案）

台北府知府が知府名で新竹県の県政を行つて⁽²⁹⁾いた光緒四〔一八七八〕年三月に発生したとされる耕牛強奪事件で、翌四月に總理らが犯罪者の一人として邱阿三を捕縛して大甲巡檢に送致すると、今回の事件に先立つて邱阿三などにより耕牛や財物を強奪されたとして、一件の訴えが巡檢にもたらされた。巡檢が訊問したところ、邱阿三是当初すべての事件を否認したが、後に二月の事件のみ逃亡中の曹阿連と黃査某とともに盜んだことを自認し、他もに邱阿三を台北府に送致した。⁽³⁰⁾

知府は、巡檢への批示の段階すでに「邱阿三の一名は、すでに各被害者が次々と訴えているのみならず、巡檢が提訴するも供述は要領を得ない。もとより分に安んじない者があることが分かる」と、邱阿三に対して否定的評価を下していた。そして同年九月に邱阿三を訊問し、

邱阿三の供述によれば以下の通りである。年は二九歳。原籍は大埔県で、現在は彰化県の翁仔社庄に居住している。墩仔脚庄から河を一本隔てて、一、二里のところである。魚を取つていて勝手に碑水を放つてしまい、捕縛され送致された。そのため曹阿連と黃査某らの耕牛は私が盗んだものではない。今、訊問を蒙り、ただ恩典を求めるところの通りである。

とあるように、一件の事件のみならず、巡檢の段階では自認したとされる二月の事件も否認する内容の供述しか得られなかつたが、「事件は積み重なつてゐるので、重責して鎖墩として衆に示すことを命じる」という堂諭を下して鎖墩を科した。⁽³¹⁾

なおこの知府の堂諭は単に鎖墩を命じるもので、その期間が示されていなかつた。しかし翌年三月、後任の知府は、罪状自認が得られなかつたことと鎖墩が一年に及ぼうとしていることに鑑みて、鎖墩を終了させることとした。⁽³²⁾したがつて邱阿三に科された鎖墩は、結果的には一年にも満たなかつた。またこの事案では、知府より上司に宛てた詳文などの類が皆無であるため、上司に対する報告や上司による覆審などは行われなかつたと考えられる。

この事案は、衆証や輿論などに関する言及が欠けているため、どのような経緯で「獄成」が実現したかが明確であるとは言い難い。しかしその経緯を辿るとすれば、先任の知府の「すでに各被害者が次々と訴えているのみならず、巡檢が提訴するも供述は要領を得ない」という指摘に注目すべきであろう。この事案では、邱阿三が捕縛される契機となつた事件を含めて計一二件の被害の訴えがもたらされ、また巡檢の段階で供述が変わつて、それらのことが知府をして邱阿三は「分に安んじない者」という認識を抱かせ、その結果として彼が強奪をしたという形で「獄成」が実現した。ただ注意すべきは、処罰を命じる堂諭では「事件は積み重なつていて、刑罰を科すべき犯罪行為を具体的に認定していないことである。ここから判断するに、訴えられた計一二件の事件のいずれかあるいはそのすべてについて個別具体的に事実認定をする形で「獄成」が実現したのではなく、むしろ訴えられた事件を一括して見たとき何らかの強奪が行われていたという形で「獄成」が実現したと考えられる。

【事例5】掌　責

掌責とは掌で叩くことであるが、これは律例に規定される刑罰ではなく、官僚が自理の範囲で便宜的に用いる律外の軽微な刑罰である。⁽³⁵⁾

光緒八〔一八八二〕年に陳生が根拠の無いデマを流したとする事件に関する淡新檔案三四四〇一は、わずか三枚からなる檔案である。一枚目は陳生の召喚について差役が復命する稟であり、二枚目は堂諭が記された提訴名單、三枚目はその録供である。

大堂での訊問は、陳生および管轄の総理の邱殿安に対して行われた。録供に記されたそれぞれの供述の全文は次の通りである。⁽³⁶⁾

邱殿安の供述によれば以下の通りである。年は五一歳、原籍は鎮平県で、現在は楊梅壠庄に居住し、総理を務めること一三年である。楊梅壠の米價は、たとえ上下したとしても、壹元の銀子で米一斗八升を売つてゐる。これは庄中の人々が生活するためのもので、わずかに扱いできて売つてゐるものである。中壠街の市價もまた同様であり、人々がより多く買うことを全く認めていない。この陳生は総理である自分の管轄内の人である。そこで、大堂において総理である私にその身柄を引き取らせ、家に帰らせて業に安んずるように求める。以後、もし悪事を働いたら、ただ総理の私を追及せよ。恩典を求めるところの通りである。

陳生の供述によれば以下の通りである。年は五九歳。原籍は饒平県で、現在は頭重坑に住んでおり、飯店を開いて生計を立てている。その中壠街の市の米は、すべて人々が壹元の銀子で一斗八升を買い入れることを認めているもので、人々がより多く買うことを認めていない。昨日、私は米が搶奪されたという話ををしていないし、他の誰かが話したことも知らない。今、提訴を蒙り、(総理が)身柄を引き取つて家に帰つて業に安んずることを許すように求める。以後、あえて悪事を働いたら、甘んじて罪に服する。恩典を求めるところの通りである。

そしてこれらの供述を受けて下された堂諭の全文は以下の通りである。⁽³⁷⁾

今、総理の邱殿安を訊問するに、楊梅壠では洋銀壹元で米貳斗捌升を売つてゐるが、これは安値で購入できるものである。該民の供述もまた同じであるのに、どうして米が買えなくなつたとデマを流すことができるのか。實に分に安んじていないので、掌責して戒めを示す。該民は邱殿安に身柄を引き取らせて帰らせ業に安ん

するように命じる。ここに論す。

パート I 収斂する法——秩序形成の諸相

陳生の供述および堂論から判断するに、流したとされるデマはおそらく「米が搶奪されたために買えなくなつた」といった内容であろう。そして知県は、陳生は通常通りに米が買えると供述しているにもかかわらずそのようなデマを流したことは分に安んじていないとして、彼を掌責とした。

この事案において、陳生および邱殿安はともにデマを流したことを見認める供述をしていない。知県もまたデマを流したことについて陳生が罪状自認したとは指摘しておらず、デマを流したことを見認めないし示唆する衆証なり輿論なりが存在するとも指摘していない。陳生がデマを流したという形で「獄成」が実現したことは知県の堂論から知り得るも、なぜ知県がそのように判断したかは、知県の堂論のみならずこの檔案全体を見た限りでも判然としない。

清代において、聞き込みや風評などに基づいて逮捕・訊問を行うことを「訪拿」と称して、刑事裁判を開始するための正当な手続として認められていた。⁽³⁸⁾この事案もおそらく訪拿であつて、知県は何かしらの形で陳生がデマを流したと聞きつけ、差役に召喚を命じたのであろう。そしてその段階ですでに知県には陳生がデマを流したという心証が形成されており、それは本人および総理を訊問しても揺らぐことはなく、そのまま「獄成」に至つたと推測される。

以上、罪状自認が得られない事案に関して、皇帝や刑部の裁可を仰がず督撫以下で先行して処罰する事例を五件紹介した。それらの事例における「獄成」の過程を見ると、【事例1】および【事例2】については比較的明瞭である。【事例2】では、衆証について規定する名例「犯罪事發在逃」律の律文に言及し、【事例1】では、「衆が指

摘して明確であり」とその規定内容を意識した表現が見られる。これらの事案は先行処罰の事案であり、その意味では前節で確認した規範から逸脱する対応であつたものの、その規範が定める衆証については罪状自認に代替して犯罪事實を証明しうるものと見なし、それに依拠することで「獄成」を実現している。

【事例3】から【事例5】は、原審段階の具体的な対応を知りうる淡新檔案からの引用であるが、「獄成」の過程は逆に不明瞭である。まず【事例3】は、「もともと盜みで生活をしており、分に安んずる輩ではない」という輿論を得たことで、供述を翻す前の罪状自認に基づいて「獄成」が実現したものであるが、ここで得られている輿論は犯罪行為を直接証明するものではなく犯罪者の人物評価に過ぎない。また【事例4】は、知府が邱阿三を「分に安んじない者」と認識し、その結果として彼が犯罪を行つたという形で「獄成」が実現したものであるが、訴えられた個々の内容についてそれぞれどのように事実認定したかは明確でない。【事例5】では、デマを流したことについて「分に安んじていない」として処罰するが、「獄成」の実現については、堂論の内容より彼がデマを流したという形で事実認定されたと判明するも、その判断の根拠は示されていない。【事例3】から【事例5】は、「分に安んじていない」などといった否定的な人物評価が「獄成」の過程で重要な役割を果たした点で共通するが、このようなこと自体、律が規定しかつ犯罪を直接証明する内容を有する衆証への依拠を明示する【事例1】および【事例2】と比較して、事実認定の面で不明瞭であると言える。

このように、罪状自認が得られない場合の「獄成」過程には、律が規定する衆証に基づいて事実認定が行われて「獄成」に至る場合と、否定的な人物評価を本人が認めてない犯罪行為に結びつけて「獄成」に至る場合の二通りが確認できる。この両者を整合的に理解するためには当時の刑罰觀に遡る必要がある。

周知のように、清代の刑事裁判は「悪行は罰せられるべし」という基本的発想のもと、律例は罰すべき典型的な悪行を犯罪として明示するとともに、それに対して科すべき刑罰を規定するものであった。事案を審理する官僚

は、犯罪事実を認定しそれに該当する律例を検索して科すべき刑罰を導き出すことが要求された。【事例2】の恭請王命は兵律「激変良民」律の条例で定擬しているし、【事例1】の就地正法では上奏の中で明確に示されないものの律例に准ずる機能を持つ章程に依拠している。したがってこれらの事例は、律例ないし章程の規定内容を意識して、罪状自認が得られない代わりに犯罪を証明する内容を持つ衆証によつて犯罪事実を直接認定したと理解できる。

しかしながら「悪行は罰せられるべし」という発想は、極論すれば罰せられるべき「悪行」の存否さえ判明すればよい訳であるから、犯罪の構成要件を定める律例からひとたび離れば、具体的な証拠により犯罪事実を直接認定しなくとも、単純に「悪い人物の行為＝悪行」として、犯罪を直接証明しない人物評価でもつて事実認定の決定的な証拠とする、あるいは人物評価でもつて事実認定に代替する、ともまた可能であろう。【事例3】では「分に安んずる輩ではない」という人物評価の輿論が、供述を翻す前の罪状自認によつて「獄成」を実現することの判断へと繋がつたし、【事例4】では「分に安んじない」という知府の評価が、訴えられた事件個々の事実認定ではなくして、それらを一括して見たときに何らかの強奪が行われていたといういわば概括的な事実認定をする際の判断基準になつていて。また【事例5】では、理由は示されないものの知県の中でデマを流したという心証が形成されており、その行為をした犯罪者を「分に安んじない」と評価して刑罰を科す。つまりここでは、理由が示されない事実認定をそのまま科刑の根拠とするのではなく、それを一度人物評価に置き換えた上で、その人物評価をもつて事実認定に代替して科刑の根拠とする。これらの事例は、律例を検索すれば何らかの規定を見出せるかもしれないが、それに依拠することなく、より本質的な「悪行は罰せられるべし」という刑罰觀に基づいて、人物評価を事実認定の決定的な証拠とする、あるいは根拠が示されない事実認定に代替する内容の人物評価によつて刑罰を科したものと言えよう。そしてそのような人物評価は、「分に安んじている」か否かでその人物の良否を判断する、つまり「分」という概念が判断の基準になつていた。⁽⁴⁰⁾

三 罪状自認と衆証の機能

り「分」という概念が判断の基準になつていた。⁽⁴⁰⁾

清代の刑事裁判における罪状自認や衆証の機能を考える場合、人命事案における事実認定の仕組みを解明する森田氏の論文「清代の人命事案に於ける事実認定の仕組み」が示唆に富んでいる（以下、「森田B論文」と称する）。⁽⁴¹⁾ 森田B論文は、罪状自認の「招状を取る」という準則については、事実認定の仕組みの中で理解する考え方と事実認定とは別の定擬するための要件であるとする二つのとらえ方があり得る」とした上で、「事実認定の仕組みの中で理解するとしても、それは既に得られた心証に念には念を入れるだめ押しであ」と指摘する。⁽⁴²⁾

この指摘で注目すべきは、罪状自認について事実認定の一環として理解しうるとともに、定擬の要件、すなわち事実認定が終了して以降の手続に絡めて理解しうることを提唱する点にあると著者は考える。この指摘を本稿の問題関心に引きつければ、「獄成」に至る段階とそれ以降における罪状自認や衆証の機能となろう。そこで以下、罪状自認と衆証の機能について「獄成」段階と「獄成」以降に区分して検討する。

1 「獄成」段階

「獄成」段階における罪状自認や衆証の機能に関することとして、森田B論文は「認容がなくてはつきりした証拠があれば例外的には事実を認定することもなくなはない」と指摘する。⁽⁴³⁾ これについて、前節で紹介した事例はす

べて罪状自認が得られないにもかかわらず刑罰を科している事例であり、【事例3】から【事例5】は衆証も確認できず、【事例4】に至つてはそもそも具体的な事実認定すらしていない。したがって、罪状自認や衆証が得られなかつたとしても「獄成」に至らなかつた訳ではないし、場合によつては事実認定を人物評価で代替することもあつた。

では逆に罪状自認や衆証が得られればそれで「獄成」に至つたのか。まず罪状自認に関して、森田A論文は、捕縛された者が罪を自認するもその内容が虚偽である疑いがある場合の手続について考察する。それによれば、罪状自認が虚偽である疑いとは、事実よりも広く罪を自認している疑いがある場合と、事実より狭い罪を自認している疑いがある場合に区分される。そして前者は自己誣告として処罰されるが、後者はとりあえず供述どおり從犯として刑罰を執行して後に調整する場合と、判決手続を一時停止する場合があつた。そして判決手続を一時停止する方法としては、定擬段階で手続を一時停止して犯罪者を獄に監禁して待機させる「監候待質」と、刑部に申請して審理期限を延期する「咨部展限」があつたとする。⁽⁴⁴⁾ このように罪状自認が虚偽である疑いのある場合をめぐって様々な手続が存在したことからすれば、官僚は罪状自認が得られたとしてもその内容の正否を常に考慮する必要があつたことになり、このことは罪状自認が得られたとしてもそのまま「獄成」に至るとは限らなかつたことを意味する。

それでは衆証に関してはどうか。衆証についてそれを明示する史料を見出せなかつたが、それを示唆するものとして犯罪事実を証明する輿論に関する事例が存在する。すなわち【事例3】で紹介した清理庶獄の対象となつた事案の一つである光緒五〔一八七九〕年の李王氏の事案がそれである。⁽⁴⁵⁾ これは、駱慧の家で李王氏が陳廷と姦通したところを夫の李阿慶に発見され、陳廷と駱慧が李阿慶に抵抗して殺害したとされる事案であるが、駱慧は逃亡して捕縛されず、李王氏と陳廷のみが捕縛された。この事案はまず知県の劉元陸が審理し、その際李王氏は罪状自認す

るも、陳廷は姦通のみ認め謀殺は否認した。そして知県が交代した際に、李王氏もまた供述を翻して謀殺を否定した。光緒九〔一八八三〕年五月、さらに知県が交替して徐錫祉が知県の時、彼は清理庶獄の命令を受けた。そこで徐錫祉は、

輿論を探訪したところ、該姦婦が相談して夫の殺害を謀つたことは事実である。しかし該姦婦は一度供述を翻した後は、鉄の口となつたようで、死んでも認めようとしない。刑罰を科すこともできないし、釈放することもできない。そこで該姦婦と姦夫を永遠に監禁し、逃亡中の駱慧が捕縛されるのをまつて、再度詳細に審理を行ひ、委員とともに詳文を上呈して指示を請う。

という対応をした。

この事案はその後、監禁中の陳廷が監獄で死亡し、そして光緒一一〔一八八五〕年にさらに後任の知県が清理庶獄の命令を受けて、徐錫祉と同様、駱慧が捕縛されるまで李王氏を永遠監禁とする」とを提案するという経緯を辿るが、ここで着目すべきは徐錫祉の対応である。すなわち、李王氏が夫の殺害を謀つたことを証明する輿論を探訪しながらも、本人からは供述を翻して以降罪状自認が得られないため、李王氏を駱慧が捕縛されるまで監禁することを提案する。この監禁は刑罰として科されたものではなく、先の「監候待質」を指すものと考えられる。徐錫祉の対応は光緒一一〔一八八五〕年段階において事案の経緯を説明する箇所からの引用であるため、上司により裁可されたものと見て問題なからうが、ここより「獄成」段階で犯罪事実を立証する内容の輿論が得られたとしても、必ずしもそれにより「獄成」に至つたとは限らないことが判明する。そして衆証を犯罪者以外が犯罪について証言するものと考へれば、衆証もまたこの事例の輿論と同様、それが得られたとしても必ずしも「獄成」に至るとは限

らないと考えてよいであろう。

先行研究が指摘するように、清代の刑事裁判において法廷審理は罪状自認を得ることを目標として行われていた⁽⁴⁶⁾。しかしそのことは、罪状自認や衆証を得られれば「獄成」に至ったことも、それを得られなければ「獄成」に至らなかつたことをも意味するものではない。「獄成」に至るためには、審理する官僚において何らかの形で犯罪に関する心証が形成されることが必要であるほか、場合によつては明確な心証が形成されなくても人物評価で足りることもあつた。「獄成」段階における罪状自認は、最終的な確認の意味を含めて犯罪者の口から犯罪に至るまでの事実関係を語らせるものであり、衆証はそのような罪状自認が得られない場合に犯罪事実を証明するものである。したがつて機能的にはいずれも数ある証拠の一つと位置づけられるに過ぎない。

2 「獄成」以降

森田B論文は、罪状自認の理解に関することとして、事実認定が終了して以降の手続として定擬を挙げるが、著者はむしろ、覆審制度における上司の覆審や未決のまま離任した際の後任者による審理の段階、すなわち事案を他の官僚が審理する際における原審官の得た罪状自認や衆証についてその適否や妥当性が問題になる場面は、審理を受ける犯罪者が上司の官僚が審理する際における原審官の得た罪状自認や衆証の機能が重要と考える。

およそ原審官の得た罪状自認や衆証についてその適否や妥当性が問題になる場面は、審理を受ける犯罪者が上司や後任者に対して罪状自認を翻したり、衆証の内容を否認し続ける場合である。

罪状自認に関して、審理を受ける犯罪者の側が供述を翻して罪状を否認する方法として大きく二つ存在した。一つは、訊問を受ける際に自ら供述を翻す「翻異」であり、官僚の任期切れや事案が上級審へ移るなどして審理する官僚が交代した際になされることが一般的である。もう一つは、裁判が進行中あるいは終了後にその不當性を自発

的に上級機関に訴える「上控」であり、刑事裁判の場合、犯罪者本人は拘束されているためにその家族などが行う場合が多い。翻異にせよ上控にせよ、原審官の不當性についてその上司や後任者に訴えるという性格を有しており、その主張に相応の理があると認められれば、再度審理をやり直したり、上級審であれば下級審に事案を差し戻したりした⁽⁴⁷⁾。上控や翻異は、原審官からすれば自ら実現した「獄成」について、後に犯罪者によつて否定されるものであり、事案を安定的に処理するという見地からは当然にして避けなければならないものであつた。

「はじめに」で引用した「變法事宜」第二奏では、衆証による裁判では上控の危険性があるため、確実な供述が得られなければ官僚は事案処理を忌避したことを指摘する。ここでいう確実な供述とは罪状自認を指すと思われるが、罪状自認はそれが得られたとしても手続的に翻異や上控の可能性を排除し得るものではない。しかし罪状自認は形式上、犯罪者が自發的に罪を認めるものであつて、その意味で犯罪者本人がそれを翻すことは必ずしも容易ではなかつたと考えられる。ここより、罪状自認は翻異や上控を一定程度抑制する機能を有したと言えよう。

これに対して衆証は、そもそも犯罪者が最初から罪状を否認している状態である。したがつて原審官が衆証により「獄成」に至つたとしても、犯罪者が罪状を否認しつづければ、後任官や上司にとつては上控や翻異以上にその適否や妥当性に疑義を差し挟むことになつたと考えられる。

「變法事宜」第二奏では、衆証に関して、従来の規定では上控の危険性があると指摘するほか、今後の対応として次のように提案する⁽⁴⁸⁾。

擬して請うらくは、以後の断案では、死罪については罪状自認を必要とするほか、軍流以下の罪名において、もし本犯が狡供して引き伸ばすこと半年以上で、果たして衆証が確実で、証人はみな公正で信用できる者であつて、上司が繰り返し自ら訊問してまったく疑義がない場合には、すなわち律に按じて定擬して、皇帝に上

奏あるいは刑部に咨して立案し、もし京控や上控されてもすべて受理しないようにせよ。

この提案は、衆証による裁判において一定の条件を満たせば手続的に上控を不受理とすべきという内容である。したがって、このことを逆に言えば、衆証は本来的に上控を抑制する機能を有し得なかつたことになる。

以上より、「獄成」以降の段階において、罪状自認は翻意や上控を一定程度抑制する機能を有するも、衆証は上控を抑制する機能を有し得なかつたことが分かる。翻意や上控を抑制することは安定的な事案処理のためには不可欠であるため、こうした機能上の差異こそが罪状自認と衆証の最大の差異であり、また当時の刑事裁判で罪状自認が追及されたのもこうした機能を期待してのことと考えられる。

おわりに

清代後期の刑事裁判について「罪状自認により罪を定める」と説明することは、全体の趨勢を描写するという意味においては正しいと考えられる。官箴書などに数多く見られる拷問を戒める記述や共同犯罪で監候待質とすることに関する詳細な規定などは、当時の裁判において可能な限り罪状自認を得るように努めたことの現われと言え。しかしその説明を、罪状自認が得られなければ原理的に「獄成」に至らず、刑罰を科すことができなかつたという意味で捉えるならば、それは誤りである。罪状自認は「獄成」段階において衆証と並んで数ある証拠の一つに過ぎず、むしろ「獄成」以降の段階において上控や翻意を抑制することで安定的な事案処理を可能にする機能を有したからである。「罪状自認により罪を定める」といった場合の罪状自認とは、単に「獄成」段階の事実認定に限

定される話ではなく、当時の刑事裁判制度全体の中で論じられるべき話である。

「獄成」段階について、本稿で得られた知見に基づいて清代後期の官僚の採りうる選択肢として整理すると次のようにならう。すなわち事案を審理する官僚は、まず律例の規定を意識して具体的な証拠により犯罪事実を直接認定するという選択肢と、律例から離れて犯罪を直接立証しない人物評価でもつて事実認定の決定的な証拠とする、あるいは人物評価で事実認定に代替するという選択肢があり、前者を選択した場合、さらに罪状自認を得ることを目指すか、衆証などの証拠で事実認定をするという選択肢が存在した。こうした選択肢のいずれを採用するかについては、事案における上司の関与の可能性やその時々の社会状況などを踏まえて総合的に判断されたと考えられる。ただ注意すべきは、何らかの遵守すべき規範が存在したとしても、必ずしもそれに依拠したとは限らないことである。近年の研究では制度末端の官僚が成文法の運用や事案上申の手続的側面において自らの判断で弾力的に運用したことが明らかにされているが⁽⁴⁹⁾、法の運用以前に事実を認定する「獄成」段階においてもまた同様の事態が生じていたと言えよう。

なお「獄成」段階における官僚の対応について、様々な選択肢があるにせよ基本は罪状自認を得ることであつたとすれば、他の選択肢はすべて簡易化の方向性での対応ということになる。当時の刑事裁判の簡易化については、例えば本稿で紹介した鎖墩は配所への送致の省略を主眼とすることから、これを刑罰における簡易化の一例と見なすことができる。また著者は別稿において、道光期以降、解審について一部省略することが広く行なわれたこと、また道光末年の就地正法はそのような解審省略の一環として位置づけられることを論じたが⁽⁵⁰⁾、これらもまた裁判手続きにおける簡易化の一例と考えることができる。このように清代後半において刑事裁判の幾つかの側面で簡易化が図られていることからすれば、「獄成」段階における簡易化の対応もまた刑事裁判の簡易化の流れの一環として位置づけることが可能であろう。この意味において、「獄成」段階における簡易化の対応とは、清代後期における

「獄成」の特徴であるとともにその一帰結と見なすことができる。

- (1) 本稿において「刑事裁判」とは、手続的には「覆審」のみならず「自理」も含め、悪行と認識される行為に対し制裁を科す目的で行われる裁判一般を指すものとし、その裁判の結果として科される制裁を「刑罰」と称する。
- (2) 光緒「欽定大清会典」卷五五。
- (3) 滋賀秀三「清代中國の法と裁判」(創文社、一九八四年)六八〇七二頁、那思陸「清代州縣衙門審判制度」(文史哲出版社、一九八二年)一二六〇一二八頁など。「罪状自認」とは、基本的には「招狀」にまとめられる内容を想定するが、例えば淡新檔案においては何らかの処罰を命じる堂論が記された提訴名單のあとに錄供が続くなど(淡新檔案三三一〇七など)「招狀」が用いられない場合もあるため、ここではより広く、官僚に科刑手続へ移行する判断をもたらす犯罪者の罪状を認容する供述を「罪状自認」と称する。
- (4) 森田成滿「共犯者が逃亡」しているときの清代刑事訴訟手続き」(星薬科大学一般教育論集)一四輯、一九九六年。この論文は審査者よりご教示いただいた。記して謝意を表する。
- (5) 「張文襄公全集」卷五三、「遵旨籌議變法謹擬整頓中法十二條摺」光緒二七年六月四日。
- (6) 滋賀秀三「中國法制史論集 法典と刑罰」(創文社、二〇〇三年)三四四頁。
- (7) 罪状自認が得られない場合の手続を対象とした研究として、森田A論文以外では、監候待質に言及する張從容「疑案・存案・結案——從春阿氏案看清代疑案了結技術」(法制与社会發展)二〇〇六年四期)などが挙げられる。
- (8) 森田A論文六三〇六六頁。
- (9) 以上、「大清律例接語」卷七四、名例「犯罪事發在逃」律、嘉慶九年条例。
- (10) 以上、「刑案匯覽」卷五、名例「犯罪事發在逃」律、「堅不承招衆供確鑿杖罪咨結」。森田A論文六五〇六六頁で引用。
- (11) 前掲滋賀「清代中国の法と裁判」三八頁。
- (12) 註一四参照。
- (13) 「刑案匯覽統編」卷五、名例「犯罪事發在逃」律、「斬絞重犯不得照衆供定擬」。森田A論文六四頁で引用。なお森田氏はこれを「刑案匯覽」からの引用とするが、正確には「刑案匯覽統編」である。
- (14) 「刑案匯覽統編」卷三二、刑律「有司決囚等等」律、「盜犯並無供詞不得即行正法」(同治七年議奏)。森田氏は、副都統が「罪を認めない馬賊の郭義林について、就地正法の章程に沿つて死刑にしたいとする上申」を行つたとする(森田A論文六四頁)。したがつて氏の理解によれば、上申段階では死刑は執行されていなかつたことになる。しかし著者は、副都統が郭義林らの死刑を執行した上で、それを上奏して報告するとともに、今後同様の事態が生じた場合に備えて章程の制定を求めたと理解しており、副都統の判断で死刑が執行されたか否かという点で理解を異にする。なおこの史料は拙稿「清末就地正法考」(東洋文化研究所紀要)一四五冊、二〇〇四年)でも引用した。
- (15) 副都統による死刑に関して、刑部覆奏の部分に「査するに、近年馬賊や土匪が騒動を起こしたことを審理する際に、諭旨に従つて就地正法とする事案があるが、これは暫時の交通章程である。……もし供述が得られない犯罪者について、にわかに交通章程に照らして、権宜的に処理すれば……」とあり、ここよりこの死刑が章程に遵照した就地正法であると判明する。
- (16) 軍機處檔(台灣故宮博物院藏)一一五五〇三、錢鼎銘「奏報登封縣越城入署放火搜殺之匪首梁文秀纂獲正法情形」(同治三年六月四日)。この事案は、「大清律例增修統纂集成」卷五、名例律下「犯罪事發在逃」律、上註部分に節略されている。
- (17) 「鎖墩」は注二〇所掲史料など、「鎖砧」は淡新檔案三三三〇五など、「鎖墩」は注二四所掲史料など。本稿では律例の文言を意識して「鎖墩」を用いる。
- (18) 前掲滋賀「中國法制史論集 法典と刑罰」三三〇頁。刑律「窃盜」律の複数の条例によれば、嘉慶期以降、四川・陝西・甘肅・山東・安徽・直隸・湖北・湖南・福建・廣東・雲南の各省で「鎖帶鉄桿」ないし「鎖墩」が用いられていた。
- (19) 光緒「欽定大清会典事例」卷七九〇。
- (20) 「福建省の吏治は因循が習慣となつており、積案が連なつていて、罪が確定しない犯罪者や関係する証人などが監禁・拘束されることすでに久しく、やもすればそのまま死亡してしまう。民衆を苦しみから蘇らせようとすれば、まさに清理庶獄を先とすべきである」(「丁中丞政書」卷七、撫閩奏稿一「設法清理監押人犯并勒限查辦疏(光緒二年)」)。
- (21) 同前史料。
- (22) 淡新檔案三一八〇八一一。
- (23) 淡新檔案三一八〇八一二、四。

- (24) 淡新檔案三一八〇八一三「監犯部細傳」。
- (25) 淡新檔案三一八〇八一五、八一三。
- (26) 淡新檔案三三三三一〇一六六。
- (27) 光緒一年一〇月二七日に閩浙總督は皇帝に上奏して、すでに二一〇名を処理して未決の者は多くないこと、また刑部に答することを報告する（淡新檔案三一八〇八一六）。
- (28) 軍機處檔一〇四三三二、王家璧「奏報近日兩江總督馬新貽被戕獲犯一案應兼採輿論以資佐證而成信讞」（同治九年閏一〇月二六日）。この事案では犯人が現場で取り押さえられているため、当初から誰が殺害を指示したかが問題となつており、王家璧もまたその文脈において輿論の探訪を奏請している。
- (29) 滋賀秀三「統・清代中國の法と裁判」（創文社、一〇〇九年）一五頁。
- (30) 以上、淡新檔案三三三一七一五、三三三一七一一七、九一一二は被害者からの計一一件の呈である。
- (31) 淡新檔案三三三一七一一六。
- (32) 淡新檔案三三三一七一一八。これは供述の全文である。
- (33) 淡新檔案三三三一七一一七。これは堂論の全文である。
- (34) 淡新檔案三三三一七一一〇、二一。
- (35) 前掲滋賀「清代中國の法と裁判」一五〇頁。
- (36) 淡新檔案三四四〇一一三。
- (37) 淡新檔案三四四〇一一一。
- (38) 前掲滋賀「清代中國の法と裁判」六五頁。
- (39) 前掲滋賀「清代中國の法と裁判」七四〇七六頁。
- (40) こうした「分」概念に言及した近年の研究として、例えば太田出「自新所」の誕生——清中期江南デルタの拘禁施設と地域秩序——（『史學雜誌』一一編四号、一〇〇一年）などが挙げられる。
- (41) 森田成満「清代の人命事案に於ける事実認定の仕組み」（星薬科大學一般教育論集）一八輯、一〇〇〇年）。
- (42) 以上、森田B論文三四頁。
- (43) 森田B論文三五頁。
- (44) 以上、森田A論文六九〇七八頁。
- (45) 淡新檔案三一八〇八一三「監犯李王氏」。
- (46) 例えば前掲滋賀「統・清代中國の法と裁判」一三頁など。
- (47) 以上、翻異については前掲滋賀「清代中國の法と裁判」一八頁、上控については同書三一〇二七頁を参照。
- (48) 註五所揭史料。
- (49) 例えば、寺田浩明「清代刑事裁判における律例の役割・再考——実定法の「非ルール的」なari方について——」（大島立子編「宋—清代の法と地域社会」東洋文庫、一〇〇六年）など。
- (50) 前掲拙稿「清末就地正法考」。

法制史学会60周年記念若手論文集
法の流通

編集委員

鈴木秀光 高谷知佳 林真貴子 屋敷二郎

執筆者

稻垣知子 児玉圭司 姫嶋瑞穂 藤本幸二 松園潤一朗
安高啓明 池田利昭 水間大輔 鈴木秀光
佐藤雄基 清水克行 図師宣忠 高谷知佳
久禮旦雄 橋川裕之 大貫敏夫 久保秀雄
天野嘉子 西英昭 小野博司 林真貴子 出口雄一
遠藤泰弘 高友希子 宇野文重 小沢奈々
赤城美恵子 加藤雄三 屋敷二郎

執筆者紹介（五十音順、*印は編集委員）

赤城 美恵子 あかぎ みえこ（専修大学非常勤講師、東洋法制史）

1975年生まれ。博士（法学）。東北大学大学院法学研究科博士課程後期修了。主な業績として、「可矜と可疑——清朝初期の朝審手続及び事案の分類をめぐって」『法制史研究』54号（2005）、『緩決』の成立——清朝初期における監候死罪案件処理の変容』『東洋文化研究所紀要』147冊（2005）、「清朝秋審における趣入について」『中国——社会と文化』20号（2005）。現在の関心は、中国清代の刑罰体系、とりわけ刑罰執行手続の違いによる刑罰の差等化。

天野 嘉子 あまの よしこ（慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程、日本法制史）

1980年生まれ。修士（法学）。日本学術振興会特別研究員DC（2008～09）。主な業績として、「大日本帝国憲法第四十条とJ.S.ミル『代議制統治論』——井上毅文書にみられる制度構築への意思」『法学政治学論究』77号（2008）、「井上毅文書にみる参事院構想の変容——『参議院』との用語の差違に着目して』『法学政治学論究』80号（2009）。

現在の関心は、参事院の立法活動とその運用の過程。

池田 利昭 いけだ としあき（北海道大学大学院文学研究科専門研究員、ドイツ中近世史）

1971年生まれ。博士（文学）。ビーレフェルト大学歴史・哲学・神学部客員研究員（2004～06）。主な業績として、「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と『公的刑法の成立』——近年の動向から」『史学雑誌』114編9号（2005）、「18世紀後半ドイツ・リッペ伯領のポリツァイとコミュニケーション——婚前交渉規制を例に」『歴史学研究』836号（2008）。

現在の関心は、ドイツ絶対主義領邦における支配の現実。

稻垣 知子 いながきともこ（堀山女学園大学非常勤講師、日本法制史）

1971年生まれ。博士（法学）。主な業績として、『近世近代の法と社会』（共著、清文堂出版、1998）、「近世大名の婚姻範囲」『法制史研究』50号（2001）、『東海地域文化研究』（共著、思文閣出版、2006）、「江戸幕府の婚姻政策（一）～（四・完）」『愛知学院大学論叢 法学研究』47巻3号～48巻2号（2006～07）、「近世名古屋享元絵巻の世界」（共著、清文堂出版、2007）。

現在の関心は、江戸時代の大名階級の親族・相続法。特に、法と実態とを対応させた研究。

宇野 文重 うの ふみえ（一橋大学大学院法学研究科日本法國際研究教育センター非常勤研究員、日本法制史）

2009年12月20日 初版第1刷発行

編 者 鈴木秀光 高谷知佳
林真貴子 屋敷二郎



和而不同

発行者 村岡倫衛

発行所 有斐閣 慈学社出版

190-0182 東京都西多摩郡日の出町平井2169の2
TEL/FAX 042-597-5387 http://www.jigaku.jp

発売元 株式会社 大学図書

101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-7
TEL 03-3295-6861 FAX 03-3219-5158

印刷・製本 亜細亜印刷株式会社 Printed in Japan
©2009 鈴木秀光 高谷知佳 林真貴子 屋敷二郎
ISBN978-4-903425-53-5